

京都市水道事業条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第(67)号）

（上下水道局総務部経営企画課及び水道部管理課）

1 条例改正の趣旨

- (1) 消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、水道料金等に乗じる消費税及び地方消費税の税率を改正しました。
- (2) その他必要な規定を整備しました。

2 条例改正の概要

(1) 水道料金の額の改定

水道料金の額を、基本料金の額及び従量料金の額に100分の108（改正前100分の105）を乗じて得た額に改定しました。

(2) 特別給水の料金の額の改定

特別給水の料金の額を、使用水量1立方メートルまでごとの金額と当該給水のために特に要した費用に相当する額との合計額に100分の108（改正前100分の105）を乗じて得た額に改定しました。

(3) 加入金の額の改定

加入金の額を、給水管の呼び径に応じて定められた額に100分の108（改正前100分の105）を乗じて得た額に改定しました。

(4) 口座振替において減額する額の改定

使用者が口座振替の方法により料金を納入するときに減額する額を、1月当たり20円に100分の108（改正前100分の105）を乗じて得た額に改定しました。

(5) 適用区分

改定後の水道料金及び口座振替において減額する額は、平成26年5月1日（隔月に水道メーターの検針を行う場合にあつては、同年6月1日）以後に決定する使用水量に係る分について、改定後の加入金は、同年4月1日以後に承認の申請があつた専用装置の新設又は給水管の呼び径の増径に関する工事に係る分について適用することとしました。

(6) 規定の整備

特別給水の料金に関する規定を整備しました。

(7) 施行日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市水道事業条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第167号

京都市水道事業条例の一部を改正する条例

京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項前段、第15条の2第1項前段及び第15条の4第1項前段中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第24条前段中「使用水量1立方メートルまでごとに326円以下でそのつど管理者が定める金額と当該給水のために特に要した費用に相当する額と」を「次に掲げる額」に、「100分の105」を「100分の108」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 使用水量1立方メートルまでごとに326円
- (2) 給水のために特に要した費用に相当する額

第24条の2第1項各号列記以外の部分中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第28条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市水道事業条例（以下「改正後の条例」という。）第15条、第15条の2及び第15条の4の規定は、平成26年5月1日（改正後の条例第17条第2項の規定により隔月に水道メーターの検針を行う場合にあっては、同年6月1日。以下「適用日」という。）以後に決定する使用水量に係る料金について適用し、適用日前に決定する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第24条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認の申請があった専用装置の新設又は給水管の呼び径の増径に関する工事（以

下「工事」という。)に係る加入金について適用し、施行日前に承認の申請があった工事に係る加入金については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例第28条第2項の規定は、適用日以後に決定する使用水量に係る料金を納入するときに減額する額について適用し、適用日前に決定する使用水量に係る料金を納入するときに減額する額については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部経営企画課及び水道部管理課)